第六号に該当する事業等	［略］沖縄県が管理する第一種漁港又は第二種漁港及びこれらの漁港の背後に位置する集落を対象として実施する事業 沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業のうち、次に掲げるもの 一　［略］先進的な林業機械等整備事業 二　［三～十　略］
［略］	
第八号に該当する事業等	［略］堰堤改良事業のうち、次に掲げるもの ［一～四　略］ 五　流水管理高度化事業
［略］	

備考　表中の［　］の記載は注記である

○総務省告示第百八十二号

緊急消防援助隊に関する政令（平成十五年政令第三百七十九号）第六条第二項の規定に基づき、国が行う補助の対象となる緊急消防援助隊の施設の基準額（平成十六年総務省告示第二百八十一号）の一部を次のように改正し、令和八年度分の補助金から適用する。

令和八年四月八日

総務大臣　林　芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後			改正前		
区分	施設の種類	基準額（単位千円）	区分	施設の種類	基準額（単位千円）
（基準額） **第一条**　国が行う補助の対象となる緊急消防援助隊の施設の基準額は、施設の種類ごとに、次の表のとおりとする。			（基準額） **第一条**　［同上］		
消防ポンプ自動車	災害対応特殊消防ポンプ自動車		消防ポンプ自動車	災害対応特殊消防ポンプ自動車	
	ＣＤ－Ⅱ型	38,744		ＣＤ－Ⅱ型	37,873
	ＣＤ－Ⅰ型	30,749		ＣＤ－Ⅰ型	30,058
	災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車			災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車	
	Ⅱ型	43,675		Ⅱ型	42,693
	Ⅰ－Ｂ型	39,262		Ⅰ－Ｂ型	38,379
	Ⅰ－Ａ型	36,861		Ⅰ－Ａ型	36,032
	Ⅴ型	105,616		Ⅴ型	103,241
	Ⅳ型	87,926		Ⅳ型	85,949
	Ⅲ型	84,455		Ⅲ型	82,556
	災害対応特殊化学消防ポンプ自動車			災害対応特殊化学消防ポンプ自動車	
	Ⅱ型	47,685		Ⅱ型	46,613
	Ⅰ型	46,434		Ⅰ型	45,390

第六号に該当する事業等	［同上］水産業強化支援事業（防災対策）のうち、沖縄県が管理する第一種漁港又は第二種漁港及びこれらの漁港の背後に位置する集落を対象として実施する事業 沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業のうち、次に掲げるもの 一　［同上］高性能林業機械等整備事業 二　［三～十　同上］
［同上］	
第八号に該当する事業等	［同上］堰堤改良事業のうち、次に掲げるもの ［一～四　同上］ ［号を加える。］
［同上］	